多面的機能支払の実施に関する基本方針(要綱基本方針)

北 海 道 策定 平成26年 5月 変更 平成26年 7月 変更 平成26年12月 変更 平成27年 4月 変更 平成28年 4月 平成29年 4月 変更 変更 令和 元 年 7月 変更 令和 2 年 7月 変更 令和 3 年 7月 変更 令和 4 年 6月 変更 令和 5 年11月

1. 取組の推進に関する基本的考え方

本道の農村地域では、担い手の減少や高齢化が急速に進み、集落機能や農業・農村の多面的機能の低下が懸念される状況となっている。

一方、本道の農業・農村は、洪水の防止や水源のかん養といった国土の保全をはじめ、大気の 浄化、美しい景観の形成など、様々な公益的機能を発揮することにより、道民の生命と財産、豊 かな暮らしを守る重要な役割が期待されている。

このような中、道では、北海道農業・農村振興条例(平成9年4月3日北海道条例第 10 号) 第6条に基づき策定した「第6期北海道農業・農村振興推進計画(令和3年(2021年)年3月策 定)」において、農業・農村に対する道民理解を促進し、本道の農業・農村を貴重な財産として 育み、将来に引き継いでいくため、農地や水路など地域資源の適切な保全管理や質的向上を図る ための地域の共同活動、施設の長寿命化のための活動を推進することとしている。

他方、国では、近年の農村地域における高齢化、人口減少等の進展に伴う集落機能の低下により、地域の共同活動等によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつあることなどから、地域内の農業者が共同で取り組む地域活動に対して支援していくこととしている。

農業・農村の多面的機能の維持・増進を図るためには、地域共同による地域資源の良好な保全や質的向上を図る取組を推進していくことが重要なことから、水路の泥上げや農道の路面維持等の地域資源の基礎的保全活動や、水路・農道の軽微な補修、植栽による景観形成等の農村環境の良好な保全といった地域資源の質的向上を図る共同活動並びに老朽化が進む水路等の長寿命化のための補修・更新等の活動に対し、多面的機能支払交付金により支援する。

2. 農地維持支払交付金に関する事項

- (1) 地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定
 - ① 地域活動指針策定における基本的考え方

多面的機能支払交付金実施要領別記1-2の国が定める活動指針及び活動要件に示す活動項目のほか、次の活動内容を追加する。

- ア. 活動計画書に位置付けたため池の定期的な見回り
- イ. 地域共同で行う配水操作
- ウ. 地域共同で行う鳥獣害防止施設(隔障物)の適正管理
- ② 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方
 - ア. 地域資源の基礎的保全活動

地域資源の基礎的保全活動のすべての活動区分を実施する。ただし、活動の対象となる施設が存在しない活動区分は、除外する。

- イ. 地域資源の適切な保全管理のための推進活動 地域資源の適切な保全管理のための推進活動の活動項目から1以上を定めて、その活動 項目に即した活動を実施する。
- ③ 国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等(下線が追加部分)

ア. 地域資源の基礎的保全活動

区分	活動内容の追加
活動区分	点検・計画策定
対象施設等	_
活動項目	1 点検
活動内容	【ため池(管理道路含む)に関する取組内容】
	□施設の点検
	・活動計画書に位置付けたすべてのため池について、泥の堆積状況(ゴ
	ミの投棄状況含む)、管理道路の状況(側溝のゴミの投棄状況含む)を
	確認すること。
	・堤体、取水施設、洪水吐等ため池の状況を把握するため、活動計画
	書に位置付けたため池の定期的な見回りを行うこと。
	・ため池の水抜きを行い、ゲート等のため池附帯施設の点検を行うこ
	と。
活動要件	_
区分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	農用地
活動項目	
	6 鳥獣害防護柵等の保守管理
活動内容	□鳥獣害防護柵の保守管理
	・鳥獣被害防止のための防護柵、隔障物の下草刈りや簡易補修等によ
	る適正な管理を行うこと。
活動要件	_
区分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	水路
活動項目	9 水路附帯施設の保守管理
活動内容	□計画に基づいた配水操作
	・かんがい期前に策定した配水計画に基づき、責任者を定めて共同で
	<u>配水操作を行うこと。</u>
活動要件	_
区分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	ため池
活動項目	15 ため池附帯施設の保守管理
活動内容	□計画に基づいた配水操作
	・かんがい期前に策定した配水計画に基づき、責任者を定めて共同で
	配水操作を行うこと。
活動要件	_

④ 農地維持支払交付金に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件(別紙1) 北海道の農地維持支払交付金に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件は、別 紙1のとおりとする。なお、実践活動等の際には、安全な活動に努めるものとする。

(2) 交付単価

① 基本的考え方

農地維持支払交付金の交付単価は、多面的機能支払交付金実施要綱(平成26年4月1日25 農振第2254 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。)(別紙1)の第6の2の(1)及び(2)のとおりとする。ただし、地域の実情を踏まえ、これによらない場合は交付単価を別途定めるものとする。

② 農地維持支払交付金の交付単価

ア、基本単価

適用	地目	農地維持支払交付金の 10 アール当たりの交付単価	左記のうち国の助成		
	田	2,300 円	1,150円		
基本単価	畑	1,000円	500 円		
	草地	130 円	65 円		

- イ. アの単価によらない市町村及び単価は別添1のとおりとする。
- ウ. 加算単価については、実施要綱(別紙1)の第6の2の(2)のとおりとする。

(3) 交付金の算定の対象とする農用地

交付金の算定の対象とする農用地は、次の要件に該当する土地とする。

- ア. 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第2項第1号に規定する農用地区域内に存する農用地(以下「農振農用地区域内農用地」という。)
- イ. ア以外の農用地のうち、多面的機能の発揮の観点から特に必要と認められる次の a から c に該当する農用地
 - a. 生産緑地法(昭和49年6月1日法律第68号)第3条第1項の規定により定められた 生産緑地地区内に存する農地
 - b. 市町村との契約、条例等により、多面的機能の発揮の観点から適正な保全管理が図られている農用地
 - c. 多面的機能の発揮を図るための取組を、農振農用地区域内農用地と一体的に取り組む 必要があると認められる農用地

(4) その他必要な事項

市町村は、農地維持支払を実施する対象組織からの交付申請に基づき、(2)の②に規定する地目ごとの交付単価をそれぞれ該当する対象農用地の面積に乗じて得た金額の合計額の範囲内で対象組織に農地維持支払交付金を交付する。

3. 資源向上支払交付金(地域資源の質的向上を図る共同活動)に関する事項

- (1) 地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定
 - ① 地域活動指針策定における基本的考え方

多面的機能支払交付金実施要領別記1-2の国が定める活動指針及び活動要件に示す活動項目のほか、次の活動内容を追加する。

- ア. 地域共同で行う急激な融雪による法面の侵食等を抑制する活動
- イ. 地域が共同で管理する有機質処理施設の管理

- ウ. 地域共同で行う鳥獣害防止のための活動
- エ. 地域共同で行う農用地に係る附帯施設の補修・設置
- オ. 地域共同で行う農用地からの風塵防止のための有機質資材の散布等
- カ. 地域共同で行う農用地(水田)から濁水流出防止を図るため、浮遊物質を除去する活動
- キ. 地域が共同で管理する肥培かんがい施設の管理
- ク. 地域共同で行う資源の循環を推進するため、収穫時のもみ殻を活用した土壌改良剤等と して利用するもみ殻燻炭を生成する活動
- ケ. 地域共同で行う生態系や環境の保全のため、河川、湖沼、湿原などへの農用地からの土 砂流出抑制対策等の活動

② 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方

ア. 施設の軽微な補修

活動計画書に位置付けた農用地及び水路等の施設等について、必要な活動項目を実施する。

イ. 農村環境保全活動

農村環境保全活動の活動区分のテーマから1以上を定めて、そのテーマに該当する計画 策定、啓発・普及及び実践活動のそれぞれの活動項目を1以上実施する。

ウ. 多面的機能の増進を図る活動

多面的機能の増進を図る活動の活動項目から1以上を定めて、その活動項目に即した活動を実施する。

③ 国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等(下線が追加部分)

ア. 施設の軽微な補修

. 施設の軽微な補修			
区分	活動内容の追加		
活動区分	機能診断・計画策定		
対象施設等	_		
活動項目	24 農用地の機能診断		
活動内容	【農用地に関する活動内容】		
	□施設の機能診断		
	・活動計画書に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、		
	「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように畦		
	畔、農用地法面、鳥獣害防護柵、防風ネット、 <u>有機質処理施設</u> 等の状		
	況確認を行うこと。		
活動要件	_		
区分	活動内容の追加		
活動区分	機能診断・計画策定		
対象施設等	_		
活動項目	25 水路の機能診断		
活動内容	【水路(開水路、パイプライン)に関する活動内容】		
	□施設の機能診断		
	・活動計画書に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、		
	「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように施		
設等の状況確認(はらみの発生状況、目地部分の劣化状況、			
	化状況、沈下状況、側壁背面の侵食状況、藻等の発生状況、調整施設		
	の遮光施設の状況、法面の侵食の発生状況、破損箇所の把握、水路本		
	<u>体や集水区域の積雪状況の把握</u> 等)を行うこと。		

活動要件	_		
区分	活動内容の追加		
活動区分	実践活動		
対象施設等	農用地		
活動項目	30 農用地の軽微な補修等		
活動内容	①畦畔・農用地法面等		
	□融雪材の散布		
	・ほ場の急激な融雪による法面等の侵食を抑制して形状を確保するた		
	め、雪解け時期に農地全面への粉炭や灰等の融雪材の散布を行うこと。		
	また、雪割りや除排雪を行うこと。		
活動要件	_		
区分	活動内容の追加		
活動区分	実践活動		
対象施設等	農用地		
活動項目	30 農用地の軽微な補修等		
活動内容	①畦畔・農用地法面等		
	□融雪排水促進のための溝きり		
	・農用地等からの融雪水の排水を促進するために溝きりや心土破砕等		
	を行い、表面排水及び地下浸透を促進し、法面等の侵食を抑制して形		
	<u>状確保を行うこと。</u>		
活動要件	_		
区分	活動内容の追加		
活動区分	実践活動		
対象施設等	農用地		
活動項目	30 農用地の軽微な補修等		
活動内容	②施設		
	□鳥獣害防護柵の補修・設置		
	・鳥獣被害防止のための防護柵、隔障物の補修や設置等を行うこと		
	・農業被害が増加している特定鳥獣(エゾシカ)の食害等を回避する		
	ため、保護管理に向けた被害状況と目撃情報の収集活動や捕獲の活動		
	をすること。		
	<u>※上記の活動は、「鳥獣被害防止総合対策交付金」と重複していないこ</u>		
江利亚/4	<u></u> <u> </u>		
活動要件			
区分	活動内容の追加		
活動区分	実践活動		
対象施設等	農用地		
活動項目 30 農用地の軽微な補修等			
活動内容 ②施設			
□有機質処理施設の適正管理 - 大機質処理施設の適正管理			
・ 有機質処理施設の破損箇所や老朽化した箇所の改修等を行うこ			
・施設の周辺部の草刈り又は除草を行い、農業生産等への障害が ないようにすること。			
	ないようにすること。 ・草刈り又は除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置		
	しないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生		

	活環境への支障が生じないようにすること。(有機質処理施設は、地域
	の共有施設であり、かつ、共同で管理を行う場合及び個人の所有施設
	であっても共同管理組合を設立することなどにより、地域共同で管理
	このつくも共同管理組合を設立することなどにより、地域共同で管理 することを取り決めている場合に限り、地域資源の質的向上を図る共
江 新	同活動の対象とする。)
活動要件	
区分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	農用地
活動項目	30 農用地の軽微な補修等
活動内容	②施設
	□附帯施設の補修・設置
	・農地内にある落水口や附帯明渠排水などの附帯施設について、補修
	<u>や設置等を行うこと。</u>
活動要件	_
区分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	水路
活動項目	31 水路の軽微な補修等
活動内容	①水路
	□積雪被害防止
	・積雪による被害を防止するために、水路の雪割りや排雪等を行うこ
	<u></u> <u> </u>
	・急激な融雪による農業用排水路の侵食や氾濫等を防止するために、
	雪解け時期に農地全面への粉炭や灰等の融雪材を散布すること。
活動要件	_
区分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	農道
活動項目	32 農道の軽微な補修等
活動内容	①農道
	□除排雪
	雪を行うこと。
活動要件	_

イ. 農村環境保全活動

区分	活動内容の変更
活動区分	実践活動
テーマ	水質保全
活動項目	44 その他 (水質保全)
活動内容	□水田からの排水(濁水)管理
	・水田からの濁水流出防止を図るために、ほ場内の浮遊物質を除去す
	<u>ること。又は、</u> 濁水がほ場内に滞留して浮遊(懸濁)物質の沈殿が図
	られるように、排水止水板を設置し、その適正な維持管理を行うこと。

活動要件	_		
区分	活動内容の変更		
活動区分	実践活動		
テーマ	景観形成・生活環境保全		
活動項目	47 その他 (景観形成・生活環境保全)		
活動内容	□農用地から風塵の防止活動		
	・農用地周辺に立地する住宅等に対して、農用地からの風塵による影		
	響を小さくするため、主として営農目的以外で農用地への植物の植栽、		
	<u>有機質資材の散布等</u> を行い、適正な維持管理を行う等の取組を行うこ		
	と。または、風塵防止のための並木を整備し、枝打ち等により適正な		
	維持管理を行うこと。		
活動要件	_		
区分	活動内容の変更		
活動区分	実践活動		
テーマ	資源循環		
活動項目	50 地域資源の活用・資源循環活動		
活動内容	【肥培かんがい施設の適正管理】		
	・肥培かんがい施設(パイプライン、調整槽、配水調整槽等)の破損		
箇所や老朽化した箇所の改修等を行うこと。 ************************************			
・施設の周辺部の草刈り又は除草を行い、農業生産等への			
	ないようにすること。 サルトランドサンス		
	・草刈り又は除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置		
しないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産			
活環境への支障が生じないようにすること。(肥培かんがい施設は			
	<u>域の共有施設であり、かつ、共同で管理を行う場合及び個人の所有施</u> 設であっても共同管理組合を設立することなどにより、地域共同で管		
	理することを取り決めている場合に限り、地域資源の質的向上を図る		
	共同活動の対象とする。)		
区分	活動内容の追加		
活動区分	実践活動		
テーマ	資源循環		
活動項目	50 地域資源の活用・資源循環活動		
活動内容 【もみ殻の炭化】			
・資源の循環を推進するために、収穫時に発生するもみ殻を収集			
	土壌改良剤等として利用するもみ殻燻炭を生成すること。		
活動要件	_		

ウ. 多面的機能の増進を図る活動

区分	活動内容の追加
活動区分	多面的機能の増進を図る活動
活動項目	59 都道府県、市町村が特に認める活動
活動内容	・生態系や環境の保全のため、河川、湖沼、湿原などへの農用地から
	の土砂流出抑制対策等の活動を行うこと。
活動要件	_

④ 地域活動指針及び同指針に基づき定める要件(別紙2)

北海道の資源向上支払交付金(地域資源の質的向上を図る共同活動)に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件は、別紙2のとおりとする。なお、実践活動等の際には、安全な活動に努めるものとする。

⑤ 水田貯留機能強化計画について

近年多発する豪雨災害への対策として、大雨時に河川や水路の水位の急上昇を抑えること を目的とした水田の持つ雨水貯留機能を活用した取組(田んぼダム)を推進する。

その効果発現には、田んぼダムの面的な広がりが重要であることから、計画策定にあたっては、対象河川、水路の流域内で一定程度のまとまりのある水田地帯を対象区域とした取組を進めることが必要である。

⑥ 広域的に取り組む活動の推進について

多面的機能支払交付金実施要綱第2の1には、活動に関して国民の理解の増進に努めることが必要とされており、今まで以上に本交付金の取組効果を発現させるとともに、その効果を発信することが重要である。

そのため、道内の全ての対象組織が共通の認識を持ち、広域的に取り組むことで大きな波 及効果を生み出すことが期待できる活動を推進する。

※広域的に取り組む活動については、次のような活動を想定している。

ア. 生態系保全のための外来種の駆除活動

イ. 防災・減災力の強化に向けた活動

(2) 交付単価

① 基本的考え方

資源向上支払交付金の地域資源の質的向上を図る共同活動の交付単価は、実施要綱(別紙2)の第6の2の(1)及び(3)のとおりとする。ただし、地域の実情を踏まえ、これによらない場合は交付単価を別途定めるものとする。基本単価と継続地区(資源向上活動(共同)を5年間以上実施した地域及び資源向上支払交付金の施設の長寿命化のための活動に取り組む地域)単価に区分する。

資源向上支払交付金の地域資源の質的向上を図る活動において、多面的機能の増進を図る活動に取り組めない場合の交付単価については、基本単価及び継続単価に5/6を乗じた額を交付単価とする。

継続地区については、地域資源の質的向上を図る共同活動が定着してきたことを踏まえ、 基本単価の7.5割とする。

② 資源向上支払交付金(地域資源の質的向上を図る共同活動)の交付単価

ア. 基本単価

適用	地目	資源向上支払交付金(地域資源の質的向上を図る 共同活動)の10アール当 たりの交付単価	左記のうち国の助成
基本単価(共同活動を実施して5年間	田	1, 920 円 【1, 600 円】	960 円 【 800 円】
経過していない地域) ※【 】内は、多面的機能の増進を図る	畑	480 円 【 400 円】	240 円
活動に取り組まない場合の単価	草地	120 円	60 円

		【 100円】	【 50円】
継続地区単価 (共同活動を5年間以上	田	1,440円 【1,200円】	720 円 【 600 円】
実施した地域及び施設の長寿命化のための活動に取り組む地域)	畑	360 円 【 300 円】	180 円 【 150 円】
※【 】内は、多面的機能の増進を図る 活動に取り組まない場合の単価	草地	90 円 【 75 円】	45 円 【 37. 5 円】

- イ. アの単価によらない市町村及び単価は別添2のとおりとする。
- ウ. 加算単価については、実施要綱(別紙2)の第6の2の(1)のウのとおりとする。
- エ. 組織の広域化・体制強化に対する支援単価については、実施要綱(別紙2)の第6の2 の(3)のとおりとする。

(3) 交付金の算定の対象とする農用地

交付金の算定の対象とする農用地は、次の要件に該当する土地とする。

- ア. 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第2項第1号に規 定する農用地区域内に存する農用地(以下「農振農用地区域内農用地」という。)
- イ. ア以外の農用地のうち、多面的機能の発揮の観点から特に必要と認められる次の a から c に該当する農用地
 - a. 生産緑地法(昭和49年6月1日法律第68号)第3条第1項の規定により定められた 生産緑地地区内に存する農地
 - b. 市町村との契約、条例等により、多面的機能の発揮の観点から適正な保全管理が図られている農用地
 - c. 多面的機能の発揮を図るための取組を、農振農用地区域内農用地と一体的に取り組む 必要があると認められる農用地

(4) その他必要な事項

市町村は、資源向上支払交付金(地域資源の質的向上を図る共同活動)を実施する対象組織からの交付申請に基づき、(2)の②に規定する地目ごとの交付単価をそれぞれ該当する対象農用地の面積に乗じて得た金額の合計額の範囲内で対象組織に資源向上支払交付金(地域資源の質的向上を図る共同活動)を交付する。

4. 資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動)に関する事項

- (1) 地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定
 - ① 地域活動指針策定における基本的考え方

対象組織が管理する農地周りの水路、農道、ため池のうち、次のア〜オに該当する施設を 対象施設とし、これら施設の長寿命化のための補修又は更新等を対象活動とする。

- ア. 認定申請時に直轄又は補助の農業農村整備事業等を実施していないこと。
- イ. 認定申請時に直轄又は補助の農業農村整備事業等が予定されていないこと。
- ウ. 市町村が所有又は管理していないこと。
- エ. 対象活動は、農地周りの水路・農道等の機能を維持するための補修を基本とし、市町村 や施設管理者と十分協議がなされていること。
- オ.対象組織の負担額が活動経費の3分の1以上となること。
- ② 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方

①の才の負担額を除き、工事1件あたり、2百万円以上の活動を実施する場合は、次の要件を満たすこと。

- ア.①の基本的考え方におけるア及びイに該当することについて、北海道に確認を得ること。
- イ. 前項について北海道の確認が得られた場合は、その他事項について市町村が確認した上で、工事内容について北海道日本型直接支払推進協議会(以下「道協議会」という。)の 技術的指導を受けること。
- ③ 地域の状況に応じて追加する農地に係る施設や対象活動(下線が追加部分)

区分	活動項目の追加
活動区分	実践活動
施設区分	農地
活動項目	67 給水栓(散水施設を除く)の更新等
活動内容	□給水栓の更新
・老朽化等により機能に支障が生じている給水栓の更新等の対策	
	<u>うこと。</u>
活動要件	-

④ 地域活動指針及び同指針に基づき定める要件(別紙3)

北海道の資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動)の対象施設・対象活動に関する指針は、別紙3のとおりとする。なお、実践活動等の際には、安全な活動に努めるものとする。

(2) 交付金の算定の対象とする農用地

交付金の算定の対象とする農用地は、次の要件に該当する土地とする。

- ア. 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第2項第1号に規定する農用地区域内に存する農用地(以下「農振農用地区域内農用地」という。)
- イ. ア以外の農用地のうち、多面的機能の発揮の観点から特に必要と認められる次の a から c に該当する農用地
 - a. 生産緑地法 (昭和 49 年 6 月 1 日法律第 68 号) 第 3 条第 1 項の規定により定められた 生産緑地地区内に存する農地
 - b. 市町村との契約、条例等により、多面的機能の発揮の観点から適正な保全管理が図られている農用地
 - c. 多面的機能の発揮を図るための取組を、農振農用地区域内農用地と一体的に取り組む 必要があると認められる農用地

(3) その他必要な事項

- ① 市町村は、資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動)を実施する対象組織からの交付申請に基づき、多面的機能支払交付金実施要綱別紙2の第6の2の(2)に規定する地目ごとの交付単価をそれぞれ該当する対象農用地の面積に乗じて得た金額の合計額の範囲内で対象組織に資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動)を交付する。
- ② 施設の長寿命化のための活動は、地域における共同の取組であることから、事業実施にあたっては、直営施工を基本とする。しかし、専門的な技術が必要な工事等で外部発注による場合は、「農地周りの水路・農道等の長寿命化の手引き」等を参考にすること。

5. 広域協定の規模

北海道内においては、広域協定の対象とする区域が昭和25年2月1日時点の市区町村区域程度、 又は協定の対象とする区域内の農用地面積が、3,000ha 以上の規模を有していれば、広域活動組 織を設立することができる。

ただし、地域振興5法指定地域(特定農山村地域、振興山村、過疎地域、半島振興地域、離島)

及び事業計画の対象とする区域内に棚田地域振興法に基づき指定された指定棚田地域を含む等の要件を満たす場合、1,500ha以上又は協定に参加する集落が3集落以上の規模を有していれば、 広域活動組織を設立することができる。

6. 地域の推進体制

(1) 基本的な考え方

本交付金による取組の推進にあたっては、北海道、市町村、農業者団体、対象組織の緊密な連携により、実施することが必要であることから、北海道では、北海道、市町村、農業者団体等から構成する道協議会を推進組織として、地域の推進体制に位置付ける。

(2) 関係団体の役割分担

① 北海道

- ア.「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」(平成 26 年法律第 78 号。以下「法」 という。) に基づく基本方針を策定する。
- イ. 本交付金の実行状況の点検や必要に応じ対象組織に指導・助言を行うため、第三者機関 を設置・運営する。
- ウ. 北海道の多面的機能支払交付金の実施に関する基本方針を策定する。
- エ. 農地維持支払交付金、資源向上支払交付金及び推進交付金について、市町村及び道協議 会から提出された申請書等を審査するとともに、申請者に交付金の交付額等を通知し、交 付金の交付を行う。
- オ. 活動に関する指導・助言
- カ. 本交付金の普及・啓発
- キ. 本交付金の執行の適正を期するため必要と認めるときは、道協議会と連携し、対象組織 の調査を行う。

② 市町村

- ア. 法に基づく促進計画を策定する。
- イ. 対象組織の事業計画を認定する。
- ウ. 広域活動組織の協定を認定する。
- エ. 農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金について、対象組織から提出された申請書等を審査するとともに、対象組織の代表者に交付金の交付額等を通知し、交付金の交付を 行う。
- オ. 毎年度、対象組織の活動の実施状況を確認し、北海道知事に報告する。
- カ. 活動に関する指導・助言
- キ. 本交付金の普及・啓発

③ 道協議会

- ア. 交付申請事務等に関する指導・助言
 - ・農業者等に対する説明
 - ・市町村から提供のあった書類の不備、面積、要件等の確認
- イ. 普及推進活動
 - ・対象組織に対する本交付金全般に係る問合せ窓口(説明会の開催を含む。)
 - ・手引き、広報資料等の作成
 - 対象組織に対する指導・助言(技術指導、事務的支援を含む。)
 - ・北海道地域資源保全情報のデータ蓄積・整備
- ウ. 実績値とりまとめ
 - 実績値(面積、活動量等)のデータ入力処理

エ. 検査等の支援

オ. その他

- 対象組織の法人化及び事務支援組織の設立支援
- ・その他必要となる事務(本交付金の実施に必要となる各種調査等)
- ・活動事例や財産譲渡の情報等の収集

(3) 市町村等への推進交付金の交付の方法

市町村及び道協議会への推進交付金については、国から北海道が交付を受けた額のうち、市 町村推進事業又は推進組織推進事業の実施に必要な経費を「北海道多面的機能支払事業補助金 交付要領」に従い関係市町村及び道協議会に交付する。

(4) その他必要な事項

① 北海道地域資源保全情報について

農地や施設等の資源情報データベースを構築し、多面的機能支払及び中山間地域等直接支払 に取り組む対象組織等が行う施設の維持管理等の保全情報の蓄積を行うことにより、申請・確 認・報告等の事務、活動計画の見直し、地域資源保全管理構想の策定及び事業評価等を支援す ることを目的に、道協議会が関係市町村等と連携を図りながら、北海道地域資源保全情報のデ ータ蓄積・整備を進めていく。

② システムの導入推進について

多面的機能支払交付金に取り組む対象組織からの事務負担の軽減要望に応えるとともに、本 交付金の成果を詳細に把握するための活動情報の収集や、適正な事務処理と効率的な執行体制 の確立に向けて、北海道・市町村並びに道協議会がともに協力し、次のシステムの導入を積極 的に推進する。

ア. 北海道地域資源保全情報の整備に向けたシステム

①の北海道地域資源保全情報の蓄積・整備に向けて既存GISツールによる整備を図る。 イ. 事務負担の軽減等に向けたシステム

事務負担の軽減、活動情報の収集等に向けて、道協議会が構築する帳票作成支援システム の運用を図る。

7. その他

- (1) 市町村又は土地改良区等が所有又は管理する施設の工事の実施について
 - ① 市町村が所有又は管理する施設に対して、対象組織が補修等の工事を実施する場合は、事 業計画認定時に示された条件に基づき必要な手続きを行うものとする。
 - 土地改良区等の市町村以外の者が所有又は管理する施設に対して、対象組織が補修等の工 事を実施する場合は、あらかじめ土地改良区等と工事に関する確認書を交わすものとする。
 - ③ 対象組織は、施設を所有又は管理する者からの事前の指示に基づき、補修等を行った施設 の諸元、位置等の情報及び工作物について、施設を所有又は管理する者に速やかに譲渡する ものとする。

(2)活動事例の収集について

市町村は、多面的機能支払実施要綱・要領に基づき実施状況の確認を適切に行うとともに、 活動事例の収集に努めるものとする。

【参考添付資料】

(参考1) 関係団体の役割分担表

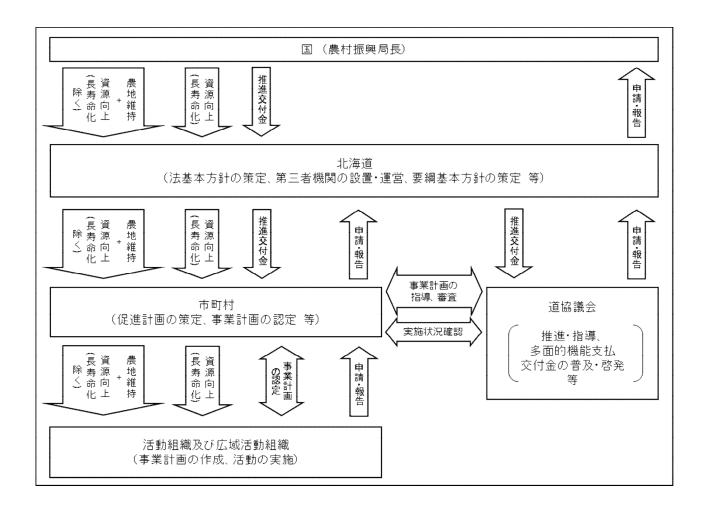
(参考2) 実施体制図

<参考1>

関係団体の役割分担表

古米中亞	実施主体			/#: +v.
事業内容	北海道	関係市町村	推進組織	備考
多面的機能支払交付金	0	0		
多面的機能支払推進交付金				
1. 法基本方針の策定	0			
2. 促進計画の策定		0		
3. 第三者機関の設置、運営	0			
4. 要綱基本方針の策定	0			
5. (1) 事業計画の指導、審査		0	0	
(2)事業計画の認定		0		
6. (1) 広域協定の指導、審査		0	0	
(2) 広域協定の認定		0		
7. (1) 実施状況確認		0	0	
(2) 実施状況報告		0		
8. 推進・指導				
(1) 対象組織等への説明会	0		0	
(2)活動に関する指導、助言	0	0	0	
(3) 推進に関する手引きの作成			0	
(4)対象組織を支援する組織への支援			0	
9. (1) 交付申請書等の審査	0	0		
(2)通知、交付	0	0		
10. 多面的機能支払交付金の普及・啓発	0	0	0	

実施体制図



別添 1

農地維持支払交付金の交付単価

市町村名	適用	地目	農地維持支払交付金の 10 アール当たりの交 付単価	左記のうち国の助成
		田	1,840 円	920 円
森町	町内全対象農用地	畑	800 円	400 円
		草地	104 円	52 円
		田	1,725 円	862.5 円
知内町	町内全対象農用地	畑	750 円	375 円
		草地	97.5 円	48.75 円

別添2

資源向上支払交付金(地域資源の質的向上を図る共同活動)の交付単価

市町村名	適用	地目	資源向上支払交付金 (地域資源の質的向上 を図る共同活動)の10 アール当たりの交付単 価	左記のうち国の助成
		田	1,440円	720円
	町内全対象農用地		【1,200円】	【600円】
知内町		畑	360円	180円
		ДЩ	【300円】	【150円】
		草地	90円	45円
		早地	【75円】	【37.5円】

^{※【】}内は、多面的機能の増進を図る活動に取り組まない場合の単価

(別紙1)

北海道 地域活動指針及び同指針に基づく要件 (農地維持活動)

第1 地域活動指針及び同指針に基づく要件

1 地域資源の基礎的な保全活動

	活動区分	活動項目	活動要件
点検・	点検	1 点検	活動計画書に位置付けた
計画策定			農用地及び水路等の施設
			について、遊休農地の発
			生状況等の把握、泥の堆
			積状況等の点検を毎年度
			実施する。
	計画策定	2 年度活動計画の策定	点検結果を踏まえて、実
			践活動に関する年度計画
			を毎年度策定する。
研修		3 事務・組織運営等に関する研修、	事務・組織運営等に関す
		機械の安全使用に関する研修	る研修、機械の安全使用
			に関する研修について、
			5年間に各1回以上実施
			する。
実践活動	農用地	4 遊休農地発生防止のための保全管	活動計画書に位置付けた
		理	農用地及び水路等の施設
		5 畦畔・法面・防風林の草刈り	について、遊休農地発生
		6 鳥獣害防護柵等の保守管理	防止のための保全管理、
	水路	7 水路の草刈り	畦畔・法面・防風林の草
		8 水路の泥上げ	刈り等を毎年度実施す
		9 水路附帯施設の保守管理	3.
	農道	10 農道の草刈り	ただし、下線部の活動に
		11 農道側溝の泥上げ	ついては、点検結果に基
		12 路面の維持	づき、必要となる活動項
	ため池	13 ため池の草刈り	目を実施する。
		<u>14 ため池の泥上げ</u>	
		15 ため池附帯施設の保守管理	
	共通	16 異常気象時の対応	

2 地域資源の適切な保全管理のための推進活動

活動区分	活動項目	活動要件
地域資源の適切な保全管理の	17 農業者(入り作農家、土地持ち非農	該当する活動項目を選択
ための推進活動	家を含む)による検討会の開催	し、毎年度実施する。
	18 農業者に対する意向調査、農業者に	

よる現地調査

- 19 不在村地主との連絡体制の整備、調整、それに必要な調査
- 20 地域住民等(集落外の住民・組織等も含む)との意見交換・ワークショップ・交流会の開催
- 21 地域住民等に対する意向調査、地域住民等との集落内調査
- 22 有識者等による研修会、有識者を交 えた検討会の開催
- 23 その他(地域の実情に応じて対象組織が具体的に設定)

第2 活動の説明

- 1 農地維持活動
- (1) 地域資源の基礎的な保全活動
 - 1) 点検・計画策定

ア 点検

1点検

【農用地に関する活動内容】

- □遊休農地等の発生状況の把握
 - ・ 活動計画書に位置付けたすべての農用地について、遊休農地等の発 生状況を把握すること。

【水路(開水路、パイプライン)に関する活動内容】

- □施設の点検
 - ・ 活動計画書に位置付けたすべての水路について、泥の堆積状況 (ゴミの投棄状況含む)を確認すること。
 - ・ 活動計画書に位置付けたすべてのパイプラインについて、ポンプ吸 水槽等の泥の堆積状況 (ゴミの投棄状況含む) を確認すること。
 - ・ かんがい期前に通水試験を実施し、通水状況を把握すること。

【農道に関する活動内容】

- □施設の点検
 - ・ 活動計画書に位置付けたすべての農道について、路面の凹凸の状況、 側溝の泥の堆積状況 (ゴミの投棄状況含む) を確認すること。

【ため池(管理道路含む)に関する活動内容】

- □施設の点検
 - ・ 活動計画書に位置付けたすべてのため池について、泥の堆積状況(ゴミの投棄状況含む)、管理道路の状況(側溝のゴミの投棄状況含む)を確認すること。

- ・ 堤体、取水施設、洪水吐等ため池の状況を把握するため、活動計画書 に位置付けたため池の定期的な見回りを行うこと。
- ため池の水抜きを行い、ゲート等のため池附帯施設の点検を行うこと。

イ 計画策定

- 2 年度活動計画の策定
 - ・ 点検・機能診断結果も踏まえて、実践活動の当該年度の活動計画を 策定すること。

2) 研修

- ③事務・組織運営等に関する研修、機械の安全使用に関する研修 次の2つの研修について、5年間に各1回以上実施する。2つを合わせて実施することも可能とする。
 - 活動の円滑な実施が図られるように、活動に関する事務(書類作成、申請手続き等)や組織の運営に関する研修を行うこと。
 - ・ 共同活動で使用する機械又は使用頻度の高い機械(刈払機など)について、安全使用に関する研修、講習等を開催又はそれに参加すること。

3) 実践活動

- ア 農用地に関する活動内容
 - 4 遊休農地発生防止のための保全管理
 - ・ 農用地の草刈り等や害虫駆除を適正に行い、耕作可能な状態に農用 地を保全管理すること。なお、既遊休農地については、活動期間内に遊 休農地を解消すること。
 - 5 畦畔・法面・防風林の草刈り
 - □畦畔・農用地法面等の草刈り
 - ・ ほ場内の作業性の確保、病害虫発生低減等のために、活動計画書に 位置付けた畦畔・農用地法面やその周辺部の草刈り又は除草を行い、農 業生産への障害が生じないようにすること。この際には、草刈り又は除 草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと。又は、 その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じ ないようにすること。
 - □防風林の枝払い・下草の草刈り
 - ・ ほ場隣接の防風林やその周辺部の枝払い、草刈り又は除草等の作業により、適正な管理を行うこと。この際には、枝払いや草刈り又は除草活動後の草等を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。

- 6 鳥獣害防護柵等の保守管理
 - □鳥獣害防護柵の適正管理
 - ・ 鳥獣被害防止のための防護柵、隔障物の下草刈りや簡易補修等による適正な管理を行うこと。

口防風ネットの適正管理

・ 防風ネットの下草刈りや簡易補修等による適正な管理を行うこと。

イ 水路(開水路・パイプライン)に関する活動内容

7水路の草刈り

□水路の草刈り

・ 通水機能の維持、病害虫発生低減等のために、活動計画書に位置付けた水路やその周辺部の草刈り又は除草を行い、通水機能等に障害が生じないようにすること。この際には、草刈り又は除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。

□ポンプ場、調整施設等の草刈り

・ 活動計画書に位置付けたポンプ場、調整施設、営農飲雑用水施設等のパイプライン附帯施設やその周辺部の草刈り又は除草を行い、農業生産等への障害が生じないようにすること。この際には、草刈り又は除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。

8水路の泥上げ

□水路の泥上げ

・ 活動計画書に位置付けた水路の泥上げを実施し、通水機能に障害が生じないようにすること。この際には、泥上げした土砂を適正に処理し、その場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。

ロポンプ吸水槽等の泥上げ

・ 点検の結果、必要となる場合には、活動計画書に位置付けたポンプ 吸水槽等の泥上げを実施し、施設機能に障害が生じないようにするこ と。この際には、泥上げした土砂を適正に処理し、その場所に放置しな いこと。又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境 への支障が生じないようにすること。

|9||水路附帯施設の保守管理

口かんがい期前の注油

・ 活動計画書に位置付けた制水弁等への注油により、施設機能に障害が 生じないようにすること。

□ゲート類等の保守管理

・ 腐食等により劣化しやすいゲート、水門、除塵機等の開水路附帯施設 の長寿命化に資するため、非かんがい期の屋内保管・冬期間の防寒対策、 塗料や被覆資材の再塗布、管理運転等のきめ細やかな保全管理を行うこ と。

□遮光施設の適正管理

アオコによる通水障害やかんがい施設の損傷等を防止するために設置している遮光施設の簡易補修等の対策を行う等適正な管理を行うこと。

□計画に基づいた配水操作

・ かんがい期前に策定した配水計画に基づき、責任者を定めて共同で配 水操作を行うこと。

ウ 農道に関する活動内容

10 農道の草刈り

・ 活動計画書に位置付けた農道の路肩・法面やその周辺部の草刈り、除草又は枝払いを行い、通行及び農業生産に障害が生じないようにすること。この際には、草刈り又は除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。

|11 農道側溝の泥上げ

・ 活動計画書に位置付けた農道側溝の泥上げを実施し、通水機能に障害が生じないようにすること。この際には、泥上げした土砂を適正に処理 し、その場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあって は、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。

12 路面の維持

・ 活動計画書に位置付けた農道への砂利の補充を行う等、通行の障害と なる程度の路面の凹凸をなくすようにすること。

エ ため池に関する活動内容

13 ため池の草刈り

・ 活動計画書に位置付けたため池やその周辺部の草刈り又は除草を行い、ため池の機能等に障害が生じないようにすること。この際には、草刈り又は除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、ため池の機能及び農業

生産・生活環境への支障が生じないようにすること。

14 ため池の泥上げ

・ 活動計画書に位置付けたため池の泥上げを実施し、ため池の貯水機能 に障害が生じないようにすること。この際には、泥上げした土砂を適正 に処理し、その場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合に あっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。

15 ため池附帯施設の保守管理

□かんがい期前の施設の清掃・防塵

・ 活動計画書に位置付けたため池の施設について、清掃、除塵等の保守 活動を行い、ため池の貯水及び配水等機能に障害が生じないようにする こと。

□管理道路の管理

・ 活動計画書に位置付けたため池の管理道路を補修(草刈り、側溝の泥上げ、通行の障害となる程度の路面の凹凸の解消等)し、管理道路としての機能に障害が生じないようにすること。

□遮光施設の適正管理

アオコによる通水障害やかんがい施設の損傷を防止するために設置している遮光施設の簡易補修等の対策を行う等適正な管理を行うこと。

□ゲート類の保守管理

・ 腐食等により劣化しやすいゲート類等のため池附帯施設の長寿命化に 資するため、非かんがい期の屋内保管・冬期間の防寒対策、又は、塗料 や被覆資材の再途布等のきめ細やかな保全管理を行うこと。

□計画に基づいた配水操作

・ かんがい期前に策定した配水計画に基づき、責任者を定めて共同で配 水操作を行うこと。

才 共通

|16 ||異常気象時の対応

□異常気象後の見回り

・ 洪水、台風、地震、豪雪等の異常気象等が収まった後に、十分に安全を確認した上で、農用地(畦畔、排水口、法面等)、水路、地上部のパイプライン附帯施設(ポンプ場、調整施設等)、農道、ため池及び附帯施設の見回りを行い、状況を把握すること。

□異常気象後の応急措置

・ 異常気象後の見回りの結果、農用地に障害が生じるような状況である場合、又は水路、農道及びため池に土砂や雑木等がみられたり、施設機能に障害が生じるような状況である場合、必要に応じて応急措置を行

うこと。

(2) 地域資源の適切な保全管理のための推進活動

構造変化に対応した保全管理の目標に基づいた以下の活動を行うこと。

- 17農業者(入り作農家、土地持ち非農家を含む)による検討会の開催
- |18 ||農業者に対する意向調査、農業者による現地調査
- 19 不在村地主との連絡体制の整備、調整、それに必要な調査
- 20 地域住民等(集落外の住民・組織等も含む)との意見交換・ワークショップ

・交流会の開催

- 21 地域住民等に対する意向調査、地域住民等との集落内調査
- 22 有識者等による研修会、有識者を交えた検討会の開催
- 23 その他(地域の実情に応じて対象組織が具体的に設定)

北海道 地域活動指針及び同指針に基づく要件 (資源向上活動(地域資源の質的向上を図る共同活動))

第1 地域活動指針及び同指針に基づく要件

1 施設の軽微な補修

	活動区分	活動項目	活動要件
機能診	機能診断	24 農用地の機能診断	活動計画書に位置付けた
断·計画		25 水路の機能診断	農用地及び水路等の施設
策定		26 農道の機能診断	について、施設の機能診
		27 ため池の機能診断	断、診断結果の記録管理
			を毎年度実施する。
	計画策定	28 年度活動計画の策定	機能診断結果を踏まえ
			て、実践活動に関する年
			度計画を毎年度策定す
			る。
研修		29 機能診断・補修技術等に関する研修	機能診断・補修技術等に
			関する研修について、5
			年間に1回以上実施す
			る。
実践活動	農用地	30 農用地の軽微な補修等	活動計画書に位置付けた
	水路	31 水路の軽微な補修等	農用地及び水路等の施設
	農道	32 農道の軽微な補修等	について、農用地の軽微
	ため池	33 ため池の軽微な補修等	な補修等、必要な活動項
			目を毎年度実施する。

2 農村環境保全活動

活動区分		活動項目	活動要件
	テーマ		
計画策定	生態系保全	34 生物多様性保全計画の策定	選択したテーマについ
	水質保全	35 水質保全計画、農地保全計画の策定	て、基本方針、保全方法、
	景観形成・生活環境	36 景観形成計画、生活環境保全計画の	活動内容等を示した計画
	保全	策定	を毎年度策定する。
	水田貯留機能増	37 水田貯留機能増進計画、地下水かん	
	進・地下水かん養	養活動計画の策定	
	資源循環	38 資源循環計画の策定	
実践活動	生態系保全	39 生物の生息状況の把握	選択したテーマに基づ
		40 外来種の駆除	き、生態系保全を図るた
		41 その他(生態系保全)	め、生物の生息状況の把
			握等の活動項目を毎年度
			1つ以上実施する。

1	LEE /ロ 人	40 16年 - 711、18の中央 - 与何然四	2011年11日1日11日11日11日11日11日11日11日11日11日11日11
	水質保全	42 水質モニタリングの実施・記録管理	j
		43 畑からの土砂流出対策	き、水質保全を図るため、
		44 その他(水質保全)	水質モニタリングの実
			施・記録管理等の活動項
			目を毎年度1つ以上実施
			する。
	景観形成・生活環境	45 植栽等の景観形成活動	選択したテーマに基づ
	保全	46 施設等の定期的な巡回点検・清掃	き、景観形成・生活環境
		47 その他(景観形成・生活環境保全)	保全を図るため、植栽等
			の景観形成活動等の活動
			項目を毎年度1つ以上実
			施する。
	水田貯留機能増	48 水田の貯留機能向上活動	選択したテーマに基づ
	進・地下水かん養	49 水田の地下水かん養機能向上活動・	き、水田貯留機能増進・
		水源かん養林の保全	地下水かん養を図るた
			め、水田の貯留機能向上
			活動等の活動項目を毎年
			度1つ以上実施する。
	資源循環	50 地域資源の活用・資源循環活動	選択したテーマに基づ
			き、資源循環を図るため、
			地域資源の活用・資源循
			環活動を毎年度実施す
			る。
啓発・普及	ż	51 啓発・普及活動	選択したテーマに基づ
			き、地域住民等の理解を
			深めるための啓発・普及
			活動を毎年度実施する。
			旧為已存十次大流了。

3 多面的機能の増進を図る活動

活動区分	活動項目	活動要件
多面的機能の増進を図る活動	52 遊休農地の有効活用	任意の実施とし、実施す
	53 鳥獣被害防止対策及び環境改善活	る場合は、活動項目を選
	動の強化	択した上で、毎年度実施
	54 地域住民による直営施工	するとともに、広報活動
	55 防災・減災力の強化	を毎年度実施する。
	56 農村環境保全活動の幅広い展開	
	57 やすらぎ・福祉及び教育機能の活用	
	58 農村文化の伝承を通じた農村コミ	
	ュニティの強化	
	59 都道府県、市町村が特に認める活動	
	60 広報活動・農的関係人口の拡大	

第2 活動の説明

- 1 資源向上活動(地域資源の質的向上を図る共同活動)
- (1) 施設の軽微な補修
 - 1)機能診断・計画策定
 - ア 機能診断

【農用地に関する活動内容】

- 24 農用地の機能診断
 - □施設の機能診断
 - ・ 活動計画書に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように畦畔、農用地法面、鳥獣害防護柵、防風ネット、有機質処理施設等の状況確認を行うこと。
 - □診断結果の記録管理
 - ・ 状況確認の結果を経年的に記録管理すること。

【水路(開水路、パイプライン)に関する活動内容】

- 25 水路の機能診断
 - □施設の機能診断
 - ・ 活動計画書に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように施設の状況確認(はらみの発生状況、目地部分の劣化状況、表面の劣化状況、沈下状況、側壁背面の侵食状況、藻等の発生状況、調整施設の遮光施設の状況、法面の侵食の発生状況、破損箇所の把握、水路本体や集水区域の積雪状況の把握等)を行うこと。
 - ・ 活動計画書に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように施設の状況確認(給水栓ボックスの基礎部の状況、破損箇所の把握、調整施設の遮光施設の状況等)を行うこと。
 - □診断結果の記録管理
 - ・ 状況確認の結果を経年的に記録管理すること。

【農道に関する活動内容】

- 26 農道の機能診断
 - □施設の機能診断
 - ・ 活動計画書に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように施設の状況確認(側溝の目地部分の劣化状況、側溝の劣化状況、側溝背面の劣化状況、路肩・法面の侵食状況、破損箇所の把握等)を行うこと。

□診断結果の記録管理

・ 状況確認の結果を経年的に記録管理すること。

【ため池(管理道路含む)に関する活動内容】

27 ため池の機能診断

- □施設の機能診断
 - ・ 活動計画書に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように施設の状況確認(遮水シートの劣化状況、目地部分の劣化状況、コンクリート構造物の表面劣化状況、堤体部の侵食状況、遮光施設の状況、破損箇所の把握等)を行うこと。

□診断結果の記録管理

・ 状況確認の結果を経年的に記録管理すること。

イ 計画策定

- 28 年度活動計画の策定
 - ・ 機能診断結果も踏まえて、実践活動の当該年度の活動計画を策定すること。
- 2) 研修(機能診断・補修技術等の研修)
 - 29機能診断・補修技術等に関する研修
 - 口対象組織による自主的な機能診断及び簡単な補修に関する研修
 - 対象組織による自主的な機能診断及び簡単な補修が行えるように、 技術研修の実施等の対象組織の技術向上対策を行うこと。
 - 口老朽化が進む施設の長寿命化のための補修、更新等に関する研修
 - ・ 対象組織による施設の長寿命化を図るための補修、更新等が行える ように、技術研修の実施等の対象組織の技術向上対策を行うこと。
 - □農業用水の保全、農地の保全や地域環境の保全に資する新たな施設の設置 等に関する研修
 - ・ 対象組織による農業用水の保全、農地の保全や地域環境の保全に資する新たな施設の設置等が行えるように、技術研修の実施等の対象組織の技術向上対策を行うこと。

3) 実践活動

- ア 農用地に関する活動内容
 - 30 農用地の軽微な補修等
 - ①畦畔・農用地法面等 □畦畔の再構築

・ 形状の劣化、沈下、破損等がみられる畦畔(土、コンクリート問わず)の幅や高さ等の形状回復等の対策を行うこと。

□農用地法面の初期補修

・ 降雨による影響等で農用地法面に侵食が発見された場合、補修、補 強等の対策を行うこと。

□融雪材の散布

・ ほ場の急激な融雪による法面等の侵食を抑制して形状を確保するため、雪解け時期に農地全面への粉炭や灰等の融雪材の散布を行うこと。 また、雪割りや除排雪を行うこと。

□融雪排水促進のための溝きり

・ 農用地等からの融雪水の排水を促進するために溝きりや心土破砕を 行い、表面排水及び地下浸透を促進し、法面等の侵食を抑制して形状 確保を行うこと。

②施設

□暗渠施設の清掃

・ 暗渠施設への高圧水による清掃等を実施し、機能の回復等の対策を 行うこと。

□農用地の除れき

・ 生産性の確保による遊休農地発生の防止のために、石れき等の除去 を行うこと。

□鳥獣害防護柵の補修・設置

- 鳥獣被害防止のための防護柵、隔障物の補修や設置等を行うこと。
- ・ 農業被害が増加している特定鳥獣 (エゾシカ) の食害等を回避する ため、保護管理に向けた被害状況と目撃情報の収集活動や捕獲の活動 をすること。
- ※ 上記の活動は、「鳥獣被害防止総合対策交付金」と重複していない こと。

□防風ネットの補修・設置

・ 防風ネットの補修を行うこと。又は新たに防風ネットを設置すること。

□きめ細やかな雑草対策

・ 畦畔又は農用地法面の形状確保や雑草繁茂・病害虫発生の抑制のために、「カバープランツ又はハーブの植栽・管理」、「抑草ネット等の設置」、又は、「薬剤による地上部の除草」を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意することとし、抑草ネット等については、機能診断結果に基づき、必要に応じた適正な管理を行うこと。

□有機質処理施設の適正管理

- ・ 有機質処理施設の破損箇所や老朽化した箇所の改修等を行うこと。
- 施設の周辺部の草刈り又は除草を行い、農業生産等への障害が生じないようにすること。
- ・ 草刈り又は除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。(有機質処理施設は、地域の共有施設であり、かつ、共同で管理を行う場合及び個人の所有施設であっても共同管理組合を設立することなどにより、地域共同で管理することを取り決めている場合に限り、地域資源の質的向上を図る共同活動の対象とする。)

□附帯施設の補修・設置

・ 農地内にある落水口や附帯明渠排水などの附帯施設について、補修 や設置等を行うこと。

イ 水路に関する活動内容

- 31 水路の軽微な補修等
- ①水路
 - □水路側壁のはらみ修正
 - 柵渠等により整備された水路の側壁部にはらみが発見された場合、 はらみ修正等の対策を行うこと。

□目地詰め

- ・ U字溝等のコンクリート構造物の目地部に劣化が発見された場合、 目地部に充填剤を詰める等の対策を行うこと。また、目地部分の草抜き も行うこと。
- □表面劣化に対するコーティング等
 - ・ コンクリート構造物等の表面が劣化していた場合、表面部へのコー ティング剤の途布等の対策を行うこと。
- □不同沈下に対する早期対応
 - ・ 水路敷きが一部不同沈下していた場合、当該部分の補修等の対策を 行うこと。
- □側壁の裏込材の充填、水路耕畔の補修
 - ・ 柵渠等の水路側壁の背面に土壌侵食による空洞等が発見された場合、 当該部分への裏込め材の充填、水路耕畔を補強する等の対策を行うこ と。
- □水路に付着した藻等の除去
 - ・ 除塵機の破損や通水障害を解消するため、除塵機や水路内に繁茂した薬や水生植物を除去する等の対策を行うこと。

□水路法面の初期補修

・ 法面に侵食や漏水が発見された場合、補修・補強等の対策を行うこ

と。

□破損施設の補修

・ 破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

口きめ細やかな雑草対策

・ 水路法面の形状確保や雑草繁茂・病害虫発生の抑制のために、芝等 の「カバープランツの植栽・管理」や「抑草ネット等の設置」、又は、 「薬剤による地上部の除草」を行うこと。

なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意することとし、抑草ネット等については、機能診断結果に基づき、必要に応じた適正な管理を行うこと。

□パイプラインの破損施設の補修

・ 破損個所や老朽化した個所の補修等の対策を行うこと。

□パイプ内の清掃

・ パイプライン及び排泥工等の附帯施設内に堆積した土砂やゴミ等を 除去するために、高圧水による除去活動等の対策を行うこと。

□積雪被害防止

- ・ 積雪による被害を防止するために、水路の雪割りや排雪等を行うこと。
- ・ 急激な融雪による農業用排水路の侵食や氾濫等を防止するために、 雪解け時期に農地全面への粉炭や灰等の融雪材を散布すること。

②附带施設

- □給水栓ボックス基礎部の補強
 - 特に洗掘を受けやすい給水栓ボックス付近の洗掘が判明した場合、 補修等の対策を行うこと。

□破損施設の補修

・ 破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

□給水栓に対する凍結防止対策

・ 特に冬期間を中心とした低温期及び夜間の低温を原因とするパイプ 等の破裂防止のために給水栓ボックスに保温材を投入するなどの保温 対策を行うこと。

□空気弁等への腐食防止剤の塗布等

・ 空気弁、バルブ、制御施設等のパイプライン附帯施設の機能を継続 的に発揮させるために、腐食防止剤の塗布、清掃等のきめ細やかな保全 管理を行うこと。

□遮光施設の補修等

・ アオコによる通水障害やかんがい施設の損傷等を防止するために設置している遮光施設の補修や設置を行うこと。

- ウ 農道に関する活動内容
 - 32 農道の軽微な補修等
 - ①農道
 - □路肩、法面の初期補修
 - ・ 降雨による影響等で路肩・法面に侵食が発見された場合、補修、補 強等の対策を行うこと。
 - □軌道等の運搬施設の維持補修
 - 軌道等の運搬施設に劣化等による障害が発生している場合、維持、 補修等の対策を行うこと。
 - □破損施設の補修
 - ・ 破損箇所や老朽化した箇所の補修、簡易な補強等の対策を行うこと。 □きめ細やかな雑草対策
 - ・ 路肩又は法面の形状確保や雑草繁茂・病害虫発生の抑制のために、 芝等の「カバープランツの植栽・管理」や「抑草ネット等の設置」、又 は、「薬剤による地上部の除草」を行うこと。なお、植栽等にあたって は、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意することとし、抑草ネット等については、機能診断結果に基づ き、必要に応じた適正な管理を行うこと。

□除排雪

・ 急激な融雪により路面や法面等の侵食を防止するために、農道の除 排雪を行うこと。

②附带施設

- □側溝の目地詰め
 - ・ U字溝などのコンクリート構造物の目地部に劣化が発見された場合、 目地部に充填剤を詰める等の対策を行うこと。また、目地部分の草抜き も行うこと。
- □側溝の不同沈下への早期対応
 - ・ 側溝が一部不同沈下していた場合、当該部分の補修等の対策を行う こと。
- □側溝の裏込材の充填
 - ・ 側溝側壁の背面で土壌侵食による空洞等が発見された場合、当該部分に裏込め材の充填等の対策を行うこと。
- □破損施設の補修
 - 破損箇所や老朽化した箇所の補修、簡易な補強等の対策を行うこと。
- エ ため池に関する活動内容
 - 33 ため池の軽微な補修等
 - ①堤体

- □遮水シートの補修
 - ・ 遮水シートに破損がみられた場合、部分的に補修する等の対策を行 うこと。
- □コンクリート構造物の目地詰め
- ・ コンクリート構造物の目地部に劣化が発見された場合、目地部に充 填剤を詰める等の対策を行うこと。また、目地部分の草抜きも行うこと。 ロコンクリート構造物の表面劣化への対応
 - ・ コンクリート構造物等の表面に劣化が発見された場合、表面部にコーティング剤を塗布する等の対策を行うこと。
- □堤体侵食の早期補修
 - ・ 堤体の表面に侵食がみられた場合、補修等の対策を行うこと。
- □破損施設の補修
 - ・ 破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。
- 口きめ細やかな雑草対策
 - ・ ため池法面の形状確保や雑草繁茂・病害虫発生の抑制のために、芝等の「カバープランツの植栽・管理」や「抑草ネット等の設置」、又は、「薬剤による地上部の除草」を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意することとし、抑草ネット等については、機能診断結果に基づき、必要に応じた適正な管理を行うこと。

②附带施設

- □破損施設の補修
 - ・ 破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。
- □遮光施設の補修等
 - ・ アオコによる通水障害やかんがい施設の損傷等を防止するために設 置している遮光施設の補修や設置を行うこと。

(2)農村環境保全活動

- 1) 計画策定
 - ア 生態系保全
 - |34||生物多様性保全計画の策定
 - 地域における生物多様性保全に向けて、基本方針、保全する生物、 保全方法、活動内容等を示した計画を策定すること。

イ 水質保全

- 35 水質保全計画、農地保全計画の策定
 - □水質保全計画の策定
 - 地域における水質保全に向けて、基本方針、保全方法、活動内容等

を示した計画を策定すること。

- □農地の保全に係る計画の策定
 - ・ 地域における農地からの濁水や土砂流出の防止に向けて、基本方針、 活動内容等を示した計画を策定すること。

ウ 景観形成・生活環境保全

- 36 景観形成計画、生活環境保全計画の策定
 - ・ 地域における景観形成・生活環境保全に向けて、基本方針、目標達成方法、活動内容等を示した計画を策定すること。
- エ 水田貯留機能増進・地下水かん養
 - 37 水田貯留機能増進計画、地下水かん養活動計画の策定
 - □水田貯留機能増進に係る地域計画の策定
 - ・ 地域における水田等を利用した水田貯留機能増進に向けて、基本方 針、活動内容等を示した計画を策定すること。
 - □地下水かん養に係る地域計画の策定
 - 地域における水田等を利用した地下水かん養に向けて、基本方針、 活動内容等を示した計画を策定すること。

才 資源循環

- 38 資源循環計画の策定
 - ・ 地域における資源循環のために、基本方針、循環する資源、循環方 法、活動内容等を示した計画を策定すること。

2) 実践活動

- ア 生態系保全
 - 39 生物の生息状況の把握
 - ・ 地域における生物多様性保全を推進するために、保全する生物を中心とした生物等の調査を行うこと。地域に生息・生育する生物、又は保全する生物の分布図を、地域情報が把握できる地形図を活用して作成すること。
 - ・ 地域において保全する生物の動向を把握するために、モニタリング 調査を行うとともに、その記録管理を行うこと。

40 外来種の駆除

・ 地域における生物多様性保全のため、外来の魚類等の生物を駆除する活動を行うこと。

41 その他(生態系保全)

□生物多様性保全に配慮した施設の適正管理

- ・ 地域において保全する生物(主に魚類)の生息環境を創出するワンドの設置、石積み・多孔コンクリートによる護岸等を行った水路や多自然型に復元した水路等について、ゴミの除去等により適正な維持管理を行うこと。又は、新たに魚巣ブロック等を設置し、適正な維持管理を行うこと。
- ・ 地域における魚類の生息環境を改善する魚道や段差解消等を行った 水路等について、ゴミの除去等により適正な維持管理を行うこと。又は、 新たに魚道等を設置し、適正な維持管理を行うこと。
- ・ 地域における魚類等の生息環境を改善するために、水路への堰板の 設置等を通じて、流速、水深の管理を行うこと。又は、保全池等の水位 管理を行うこと。
- ・ 動物等の生息環境改善のために、植栽等によって確保した連続性の ある緑地帯や動物等が道路や水路を横断しやすくするような施設につ いて、適正な維持管理を行うこと。又は、新たに道路や水路を横断しや すくするような施設を設置し、適正な維持管理を行うこと。

□水田を活用した生息環境の提供

- ・ 鳥類の餌場、ねぐらの確保又は両生類や昆虫類の産卵等のために、 作物の収穫後の水田を湛水状態にする活動を行うこと。
- ・ 渡り鳥への保護活動として、遊休農地等を利用して鳥の餌となる植物の栽培等を行うこと。
- ・ 魚類、両生類等の生息場、待避場を確保するため、ほ場内に小水路 等を設置し、適正な維持管理を行うこと。

口生物の生活史を考慮した適正管理

- ・ 地域において保全する生物の生息環境を維持保全するために、当該 生物の生活史に配慮した草刈りを行うこと。なお、その際は水路等内の 刈草等とともに捕獲された生物を水路等に戻すこと。
- ・ 地域において保全する生物の生息環境を維持保全するために、当該 生物の生活史に配慮した水路の泥上げを行うこと。なお、その際は土砂 とともにすくい上げられた生物を水路等に戻すこと。
- ・ 地域において保全する生物の生息環境を維持保全するために、農用 地から林地等までを移動範囲とする生物のネットワークを考慮して、農 用地・林地等の適正な維持管理を行うこと。

□放流・植栽を通じた在来生物の育成

・ 生物多様性保全の観点から、地域内に以前から生息していたが、近 年減少していると感じられる生物について、放流・植栽したり、生息環 境を継続的に確保するための適正な維持管理を行うこと。

- ・ 水路法面や畦畔等に植栽する場合、通常地域内に生息しない植物を 植栽するのではなく、通常地域内に生息する在来植物を植栽するととも に、定期的な草刈り等による適正な維持管理を行うこと。
- ・ 基礎活動としてため池の水抜きを行った後、外来種以外の魚類等の 生息が確認された場合に、元のため池に戻すか、連続性のある同一水系 のため池や河川等に移植すること。
- ・ デコイ (鳥の模型) や遮光壁の設置・管理や鳴き声を発生させる等 の、鳥類の呼び寄せに寄与する活動を行うこと。
- ・ 鳥類の生息環境の改善のために、巣箱を設置・管理すること。

□希少種の監視

・ 地域における生物多様性保全のために、水路、ため池等に希少種が 生息・生育する場合、乱獲等を防ぐための定期的な監視を行うこと。

イ 水質保全

- 42 水質モニタリングの実施・記録管理
 - ・ 水質の動向を把握するために、水質モニタリング調査を行うとともに、その記録管理を行うこと。

43 畑からの土砂流出対策

- □排水路沿いの林地帯等の適正管理
 - ・ 水質保全に向けて、畑からの濁水等の流出抑制を図るために排水路 沿いに設置した林地帯等について、下草刈り等による適正な維持管理を 行うこと。又は、新たに林地帯等の設置を行い、適正な維持管理を行う こと。

□沈砂池の適正管理

- ・ 水質保全に向けて、土砂堆積機能の効果的発揮や浮遊物の流出防止 を図るため、沈砂池や土砂溜桝の泥上げやその施設への植栽を行い、適 正な管理を行うこと。又は、新たに沈砂池の設置を行い、適正な維持管 理を行うこと。
- □土壌流出防止のためのグリーンベルト等の適正管理
 - ・ 水質保全に向けて、農用地からの土壌流出を抑制するために設置したグリーンベルト(緑地帯)等(畦畔、木柵等含む)について、適正な維持管理を行うこと。又は、新たにグリーンベルト(緑地帯)等(畦畔、木柵等含む)を設置し、適正な維持管理を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。
 - ・ 水質保全に向けて、作物収穫後に通常裸地期間となる場合、土壌流 出を抑制するために営農目的以外で流出防止対策(マルチ、敷きわら、 植物の植栽等)を行い、適正な維持管理を行うこと。

44 その他 (水質保全)

□水質保全を考慮した施設の適正管理

- ・ 水質保全のために、排水路やため池内に植栽したヨシ等の植物について、適正な時期に刈り取りを行い、排水路やため池外に搬出し処分する等の適正な維持管理を行うこと。又は、新たにヨシ等を植栽し、適正な維持管理を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。
- ・ 水質保全のために、排水路やため池内に設置した木炭等の接触材を 利用した浄化施設等の水質改善施設について、接触材を定期的に更新す る等の適正な維持管理を行うこと。又は、新たに水質改善施設を設置し、 適正な維持管理を行うこと。
- ・ 水質保全のために、排水路に設置した浄化池について、泥上げ、清掃等の適正な維持管理を行うこと。又は、新たに浄化池を設置して適正な維持管理を行うこと。

□水田からの排水(濁水)管理

・ 水田からの濁水流出防止を図るために、ほ場内の浮遊物質を除去すること。又は、濁水がほ場内に滞留して浮遊(懸濁)物質の沈殿が図られるように、排水止水板を設置し、その適正な維持管理を行うこと。

□循環かんがいの実施

地域内外の水質を保全するため、地域内での循環かんがいを実施すること。

口非かんがい期における通水

・ 水質改善や悪臭発生防止のために、非かんがい期においてもゲート 等の適正な管理等によって水路に通水すること。

□管理作業の省力化による水資源の保全

・ 管理作業を省力化し、水資源の逼迫や下流閉鎖水域の水質悪化を改善するため、末端ゲート・バルブ又は給水栓・取水口の自動化等を行うこと。

ウ 景観形成・生活環境保全

45 植栽等の景観形成活動

□景観形成のための施設への植栽等

- ・ 農用地(畦畔、防風林含む)、水路、ため池、農道(路肩含む)を活用して景観を良くするために、花壇、植生土のうの設置や景観植物の植栽を行うとともに、ゴミの除去等による適正な維持管理を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。
- ・ 景観形成のために、水路等に水生植物(花き等)を植栽するととも

に、補植等による適正な維持管理を行うこと。なお、植栽等にあたって は、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。

・ 景観形成のために、農道の歩道部分を木材チップで覆う等の活動を 行うこと。

□農用地等を活用した景観形成活動

【農用地等を活用した景観形成活動】

・ 農用地等の資源が活用されて形成される良好な景観を維持、改善するため、農用地周辺の屋敷林の適正管理、廃屋(使用されなくなった農 具小屋等)の撤去又は周辺景観に配慮した利活用、複数の施設の壁の同 系色化等の活動を実施し、景観形成を図ること。

【農用地等を活用した景観に配慮した作付け】

- ・ 農用地への作物の作付け及び輪作を行う際に、農用地への景観作物 の作付けや景観に配慮した輪作を行うこと。
- ・ 農村の景観を良好にするために、遊休農地等に景観植物等の植栽を 行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助 言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。

46 施設等の定期的な巡回点検・清掃

- ・ 地域内の景観保全及び生活環境保全のために、ゴミの不法投棄防止の ための巡回点検を行うこと。
- ・ 地域内の景観保全及び生活環境保全のために、農用地、開水路、パイプライン附帯施設、ため池、農道等の施設周辺のゴミを定期的に除去すること。
- 地域の重要な通行の場となっている農道の除雪を行うこと。
- ・ 畦畔法面の管理作業を省力化し、管理の粗放化による病虫害の増加、 景観の悪化等を防止するため、法面への小段(犬走り)の設置を行うこ と。

47 その他 (景観形成・生活環境保全)

□農業用水の地域用水としての利用・管理

- ・ 農業用水を生活用水として利用するとともに、適正な利用が可能となるように利用区間の水路底やその周辺部の清掃及び適正な維持管理を 行うこと。
- ・ 農業用水を防火用水として利用するとともに、適正な利用が可能となるように防火水槽の定期的な清掃、防火訓練への協力、水位確保のための堰板管理等を行うこと。
- ・ 農業用水を消流雪用に利用するとともに、その適正な利用が可能と なるように降雪期前の点検、補修、及びその他期間にも適正な維持管理

を行うこと。

- ・ 集落内にある水路を親水空間として利活用し、定期的な清掃等により、適正な維持管理を行うこと。
- 農村の水辺空間の景観形成を図るため、非かんがい期においても、 ため池に貯水すること。

□伝統的施設や農法の保全・実施

- ・ はさ掛け等の伝統農法の実践を通じて農村特有の景観形成を図ること。
- ・ 地域に賦存する歴史的な価値のある農業施設の保全を行うこと。
- ・ 景観形成のために、機械作業が不可能な棚田等の石垣法面の草刈り や補修等を適正に行うこと。

□農用地からの風塵の防止活動

・ 農用地周辺に立地する住宅等に対して、農用地からの風塵による影響を小さくするため、主として営農目的以外で農用地への植物の植栽、 有機質資材の散布等を行い、適正な維持管理を行う等の活動を行うこと。又は、風塵防止のための並木を整備し、枝打ち等により適正な維持管理を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。

エ 水田貯留機能増進・地下水かん養

48 水田の貯留機能向上活動

- ・ 大雨時の水田からの排水を調節するため、水田の落水口に排水調整 板の設置等を行うこと。
- ・ 大雨時の水田での貯留効果を向上させるため、畦畔の嵩上げ等を行 うこと。ただし、前述の排水調節の活動を行う場合に限る。
- ・ 大雨時に、水田への湛水による一時貯留やため池等の空容量を活用 し、貯留機能を向上させるため、ゲート等の操作や排水ポンプの稼働を 行うこと。

49水田の地下水かん養機能向上活動、水源かん養林の保全

□水田の地下水かん養機能向上活動

- ・ 水田の持つ地下水かん養機能を発揮させるため、かんがい・防除等の営農以外の目的で水田への水張りを行うこと。又は、新たにポンプを設置し、計画に基づいた水田への湛水を行うこと。
- ・ 水田の持つ地下水かん養機能を効果的に発揮させるため、収穫後に 耕起を行うこと。

□水源かん養林の保全

・ 地下水かん養の便益を受ける地域が上流域の地域と連携を取りなが ら、水源かん養林を対象にした保全活動を行うこと。

才 資源循環

50 地域資源の活用・資源循環活動

【有機性物質のたい肥化】

- ・ 資源の循環を推進するために、家庭からの生ゴミ等を収集し、たい肥 化を図ること。
- ・ 資源の循環を推進するために、農業集落排水施設から発生する汚泥を 収集し、たい肥化を図ること。

【間伐材等を利用した防護柵等の適正管理】

・ 地域及び周辺で産出される間伐材を利用して設置した防護柵について、破損があった場合などには早急な対応を行うなど、適正な維持管理を行うこと。又は、新たに間伐材を利用した防護柵を設置し、維持管理すること。

【農業用水の反復利用】

・ 地域において農業用水を有効活用するために、農業用水を反復して循環的な利用を行うこと。又は、新たに排水の再利用が可能となるポンプを設置し、計画に基づいた通水を行うこと。

【小水力発電施設の適正管理】

・ 地域内にある水路に設置した小水力発電施設について、継続的に発電 が可能となるような適正な維持管理を行うこと。又は、新たに発電施設 を設置し、維持管理すること。又は、小水力発電の導入に向けた実験活 動を行うこと。

【肥培かんがい施設の適正管理】

- ・ 肥培かんがい施設(パイプライン、調整槽、配水調整槽等)の破損箇 所や老朽化した箇所の改修等を行うこと。
- ・ 施設の周辺部の草刈り又は除草を行い、農業生産等への障害が生じないようにすること。
- ・ 草刈り又は除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。(肥培かんがい施設は、地域の共有施設であり、かつ、共同で管理を行う場合及び個人の所有施設であっても共同管理組合を設立することなどにより、地域共同で管理することを取り決めている場合に限り、地域資源の質的向上を図る共同活動の対象とする。)

【もみ殻の炭化】

• 資源の循環を推進するために、収穫時に発生するもみ殻を収集し、 土壌改良剤等として利用するもみ殻燻炭を生成すること。

3) 啓発·普及

51 啓発・普及活動

①広報活動(パンフレット等の作成・頒布、看板設置等)、啓発活動(有識者の指導、勉強会等)に関する活動内容

□広報活動

- ・ 農村環境保全活動に対する地域住民等の理解を深めるために、パンフレット、機関誌等の作成・頒布、看板の設置、インターネットのホームページの開設・更新等の活動を行うこと。
- ・ 外来種の侵入防止や駆除に対する理解を醸成する活動を行うこと。 □啓発活動
 - 地域の農村環境保全のために、農村環境の各テーマに詳しい専門家の意見を伺う等、有識者の指導・助言を得ること。
 - ・ 地域で保全する生物の種類を検討するためや、地域の水質保全計画・ 景観形成計画等を策定するため等に、集落等での寄合等の場を活用した 勉強会等を行うこと。
- ②地域住民との交流活動、学校教育、行政機関等との連携に関する活動内容 □地域住民等との交流活動
 - ・ 活動を契機として、農村環境保全活動に対する地域住民等の関心を 高めるために、地域住民等との交流活動を行うこと。
 - ・ 地域における生物多様性保全、景観形成等への認識を高めるために、 地域内の水路等でみられる生物を対象とした観察会や地域の農村環境 を再点検するためのウォーキング等を行うこと。
 - ・ 生物多様性保全への意識向上のために設置した植物等の観察路や鳥の観察台について、定期的なゴミ除去等による適正な維持管理を行うこと。又は、新たに観察路等を設置し、管理を行うこと。
 - ・ 農村環境保全活動を実施する団体との意見交換会の開催等により、 連携を図ること。
 - ・ 地域における水田を利用した水田貯留機能増進・地下水かん養を推 進していくために下流域と上流域との間での情報交換会の実施等によ り、連携を図ること。

□学校教育等との連携

・ 農村環境保全活動の啓発等のために、テーマに応じた出前講座や体験の場の提供等により、小中学校、高等学校、幼稚園等と連携を図ること。

□行政機関等との連携

- ・ 市町村が田園環境整備マスタープランを策定(変更)する際に、地域における生息生物、水質等の各テーマに関する情報を提供したり、内容について意見を述べること。また、地域での活動等をマスタープランに位置付ける等の連携強化を図ること。
- ・ 市町村等が作成する広報誌について、地域における生息生物・景観

等についての情報を提供したり、地域の活動実績等を投稿すること。

- ③地域内の規制等の取り決めに関する活動内容
 - □地域内の規制等の取り決め
 - 農村環境保全活動を推進していくために、規制(ルール、約束事等)について、地域の合意の下で取り決めること。

(3) 多面的機能の増進を図る活動

52 遊休農地の有効活用

・ 地域内外からの営農者の確保、地域住民による活用、企業と連携した 特産物の作付等、遊休農地の有効活用のための活動を行うこと。

53 鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化

・ 鳥獣被害防止のための対策施設の設置や鳥獣緩衝帯の整備・保全管理、 農地周りの藪等の伐採、農地への侵入竹等の防止等、農地利用や地域環 境の改善のための活動を行うこと。

54 地域住民による直営施工

・ 農業者・地域住民が直接参加した施設の補修や環境保全施設の設置、 そのための技術習得等、地域住民が参加した直営施工による活動を行う こと。

55 防災・減災力の強化

・ 水田やため池の雨水貯留機能の活用、危険ため池の管理体制の整備・ 強化、災害時における応急体制の整備等、地域が一体となった防災・減 災力の強化のための活動を行うこと。

56 農村環境保全活動の幅広い展開

・ 農地等の環境資源としての役割を活かした、景観の形成、生態系の保全・再生等、農村環境の良好な保全に向けた幅広い活動を行うこと(地域資源の質的向上を図る共同活動において取り組まれる農村環境保全活動に加えて、1テーマを選択し農村環境保全活動を実施する対象組織及び2に定める活動を実施する対象組織が対象)。

57 やすらぎ・福祉及び教育機能の活用

- ・ 地域の医療・福祉施設等と連携した、農村環境保全活動への参画や農業体験等を通じた交流活動等、地域と医療・福祉施設等との連携を強化する活動を行うこと。
- ・ 地域内外の法人、専門家、教育機能等と連携した農村環境保全活動へ

の参画や農業体験等を通じた交流活動等、地域資源の有するやすらぎや 教育の場としての機能増進を図る活動を行うこと。

58農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化

・ 農村特有の景観や文化を形成してきた伝統的な農業技術、農業に由来 する行事の継承等、文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化に資す る活動を行うこと。

59 都道府県、市町村が特に認める活動

・ 生態系や環境の保全のため、河川、湖沼、湿原などへの農用地からの 土砂流出抑制対策等の活動を行うこと。

60 広報活動

- ・ 多面的機能支払交付金の活動に対する多様な主体の参画を促進するために、パンフレット、機関誌等の作成・頒布、看板の設置、インターネットのホームページの開設・更新等の活動を行うこと。
- 2 多面的機能の増進を図る活動における「農村環境保全活動の幅広い展開」の対象組織
 - 1の(3)における「農村環境保全活動の幅広い展開」の対象組織は、地域資源の質的向上を図る共同活動において取り組まれる農村環境保全活動に加えて、当該農村環境保全活動とは異なる1テーマ以上の農村環境保全活動を選択及び実施する対象組織、又は以下の高度な保全活動を実施する対象組織とする。

(1)農業用水の保全

- ア 循環かんがいによる水質保全
 - □循環かんがい施設の保全等
 - ・ 循環かんがいにより地域の河川、湖沼等の水質改善を図るために、ポンプの分解点検清掃及び循環池のゴミ・土砂の除去を行うこと。また、 定期的に水質調査を行い、周辺水域への負荷の軽減効果を確認すること。

イ 浄化水路による水質保全

- □水路への木炭等の設置
 - ・ 農業用排水の水質改善を図るために、水路又はため池に水質浄化施設(木炭・れき・織布等の接触材、ヨシやガマ等の水質浄化植物等)を設置し、浄化施設の適正な維持管理(施設の清掃、植物の刈り取り)を行うこと。また、定期的に水質調査を行い、水質を確認すること。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。

ウ 地下水かん養

- □冬期湛水等のためのポンプ設置
 - ・ 農業用水源としての地域の地下水をかん養するために、ポンプを設置 し、かんがい・防除等の営農目的以外で、計画に基づいた水田への湛水 を行うこと。

エ 持続的な水管理

- □末端ゲート・バルブの自動化等
 - ・ 管理の粗放化による溢水や水資源の逼迫等の地域の水管理に関する問題を改善するため、末端ゲート・バルブの自動化等を行うこと。

□給水栓・取水口の自動化等

・ 管理の粗放化による水資源の逼迫や閉鎖水域の水質悪化等の地域の水 環境に関する問題を改善するため、給水栓・取水口の自動化等を行うこ と。

(2) 農地の保全

ア 土壌流出防止

- ログリーンベルト等の設置
 - ・ 農地等からの土壌流出を防止するために、農地周辺の水路沿い等にグリーンベルト(緑地帯)等(畦畔、木柵等含む)を設置し、適正な維持管理を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。

□防風林の設置

・ 活動計画書に位置付けた農地において、農地等からの砂塵飛散を防止 するために、農地に隣接する防風林を設置し、枝払いや草刈り、除草等 の適正な維持管理を行うこと。

(3) 地域環境の保全

ア 生物多様性の回復

- □水田魚道の設置
 - ・ 地域における保全対象となる生物(魚類)やそれを捕食する猛禽類等の生息環境の確保のために、対象となる魚類の遡上が可能となるよう水田と排水路の間等に適切な小規模魚道を設置し、適正な維持管理を行うこと。また、保全対象となる魚類等の生息状況について適切にモニタリング調査を行うこと。

□水路魚道の設置

・ 地域における対象となる生物(魚類)やそれを捕食する猛禽類等の生息環境の確保のために、対象となる魚類の遡上が可能となるよう水路に適切な魚道を設置し、適正な維持管理を行うこと。また、保全対象となる魚類等の生息状況について適切にモニタリング調査を行うこと。

□生息環境向上施設の設置

・ 地域における対象となる生物(魚類等)やそれを捕食する猛禽類等の生息環境の確保のために、水路、遊休農地等にワンド、ビオトープ、石積み・多孔コンクリート護岸等を設置し、適正な維持管理を行うこと。また、保全対象となる生物の生息状況について適切にモニタリング調査を行うこと。

□生物の移動経路の確保

・ 地域における保全対象となる生物の移動経路の確保のために、対象となる野生生物を特定した上で、道路や水路を横断しやすくするような施設(水路蓋、農道下の暗渠等)を設置し、適正な維持管理を行うこと。また、保全対象となる生物の移動経路が確保されていることについて適切にモニタリング調査を行うこと。

イ 水環境の回復

- □水環境回復のための節水かんがいの導入
 - ・ 排水の再利用等により、かんがい用水の取水量を節減し、地域の水環境の回復を図るために、排水の再利用が可能となるようポンプ等を設置し、計画に基づいた通水を行うこと。

ウ 持続的な畦畔管理

- □カバープランツ(地被植物)の設置
 - ・ 管理の粗放化による病虫害の増加、法面浸食、景観の悪化等を防止するために、カバープランツを設置し、適正な維持管理を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。
- □法面への小段(犬走り)の設置
 - ・ 管理の粗放化による病虫害の増加や、景観の悪化等を防止するために、 法面へ小段を設置すること。

(4)専門家の指導

- □専門家による技術的指導の実施
 - ・ 対象活動に関する専門的な知見又は技能を有している者の指導や助言 を受け対象活動を実施すること。また、指導内容及びその反映状況を記 録すること。

北海道 施設の長寿命化のための活動の対象施設・対象活動に関する指針

1. 対象施設、対象活動の項目

	活動区分	活動項目	活動要件
	施設区分		
実践活動	水路	61 水路の補修	原則として工事1件当た
		62 水路の更新等	り2百万円未満とする。
	農道	63 農道の補修	
		64 農道の更新等	
	ため池	65 ため池の補修	
		66 ため池 (附帯施設) の更新等	
	農地	67 給水栓(散水施設を除く)の更新等	

2. 対象施設・対象活動の項目の説明

- (1) 実践活動
 - 1) 水路(開水路、パイプライン)に関する対象活動
 - 61 水路の補修
 - ① 水路本体
 - □水路の破損部分の補修
 - ・ ひび割れや部分的な欠損、側壁の倒壊など、水路の一部区間が 破損している場合、破損状況に応じた工法による補修等の対策を 行うこと。
 - □水路の老朽化部分の補修
 - ・ 目地の劣化やコンクリート表面の磨耗、ひび割れ、はく離など、 水路の一部区間が老朽化している場合、老朽化の状況に応じた工 法による補修等の対策を行うこと。
 - □水路側壁の嵩上げ
 - ・ 水路敷きの不同沈下により溢水するといった通水機能に支障が 生じている場合、水路側壁を嵩上げすることによる対策を行うこ と。
 - ロU字フリューム等既設水路の再布設
 - ・ 水路敷きの不同沈下により溢水や漏水、あるいは、土砂の堆積 など、通水機能に支障が生じている場合、U字フリューム等既設 水路の再布設による対策を行うこと。
 - ② 附带施設

□集水枡、分水枡の補修

・ 集水桝、分水枡の破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を 行うこと。

ロゲート、ポンプの補修

・ ゲート、ポンプの破損や老朽化した箇所の補修等の対策を行う こと。

□安全施設の補修

・ 水路内への侵入や転落を防止するフェンスなど安全施設の破損 箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

62 水路の更新等

① 水路本体

□素堀り水路からコンクリート水路への更新

・ 水路法面の崩壊や土砂の堆積等による通水機能の喪失や、清掃 や泥上げなどの日常管理が困難な場合、コンクリート製の水路に 更新するなどの対策を行うこと。

□水路の更新

水路の一部区間において老朽化や不同沈下等による通水機能への支障が生じている場合、水路の当該区間の更新による対策を行うこと。

② 附帯施設

ロゲート、ポンプの更新

・ 老朽化等により機能に支障が生じているゲート、ポンプ更新等 の対策を行うこと。

□安全施設の設置

・ 水路内への転落防止や危険区域内への立入り防止等のために、 新たに安全施設を設置することによる対策を行うこと。

2) 農道に関する対象活動

63 農道の補修

① 農道本体

□農道路肩、農道法面の補修

・ 農道路肩、農道法面に侵食や土砂の崩壊などが生じている場合、 当該箇所の状況に応じた工法による補修等の対策を行うこと。

□舗装の打換え(一部)

・ 老朽化等により農道の舗装路面の凹凸、轍、ひび割れ等がみられた場合、その一部を撤去するなどした後、新たに舗装するなどの対策を行うこと。

② 附带施設

- □農道側溝の補修
 - ・ ひび割れや部分的な欠損、側壁の倒壊といった破損や目地の劣化、コンクリート表面の磨耗、ひび割れ、はく離等といった老朽化が生じている場合、当該箇所の状況に応じた工法による補修等の対策を行うこと。

64 農道の更新等

- 農道本体
 - □未舗装農道を舗装(砂利、コンクリート、アスファルト)
 - 未舗装農道において、農道の維持管理等に支障が生じている場合、新たに路面を舗装することによる対策を行うこと。

② 附带施設

- □側溝蓋の設置
 - ・ 農道において、側溝に蓋がないために車輌通行時に脱輪したり、 農業機械の移動や作業等に伴って側溝を傷付けるなどの恐れがあ る場合、当該箇所に新たな蓋を設置することにより対策を行うこ と。
- 口土側溝をコンクリート側溝に更新
 - ・ 土側溝において、側溝法面の崩壊や土砂の堆積等による通水機 能の喪失や、清掃や泥上げなどの日常管理が困難な場合、コンク リート製の側溝に更新するなどの対策を行うこと。
- 3) ため池に関する対象活動
 - 65 ため池の補修
 - ① ため池本体
 - □洗堀箇所の補修
 - ため池において、堤体が洗掘されている場合、土のうを積んで 補修する等の対策を行うこと。
 - □漏水箇所の補修
 - ・ ため池において、老朽化等による堤体からの漏水等がみられた 場合、遮水シートを設置する等の対策を行うこと。

② 附带施設

- □取水施設の補修
 - ・ ため池の竪樋、底樋、斜樋などの取水施設の破損や老朽化した 箇所の補修等の対策を行うこと。
- □洪水吐の補修

・ ため池の洪水吐の破損や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

□安全施設の補修

・ 転落防止や危険区域内への立入り防止等のために設置されている 安全施設の破損や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

66 ため池 (附帯施設) の更新等

□ゲート、バルブの更新

・ 老朽化等により機能に支障が生じているため池のゲート、バルブ の更新等の対策を行うこと。

□安全施設の設置

・ ため池への転落防止や危険区域内への立入り防止等のために、新 たに安全施設を設置することによる対策を行うこと。

4) 農地に関する対象活動

67 給水栓(散水施設を除く)の更新等

□給水栓の更新

- 老朽化等により機能に支障が生じている給水栓の更新等の対策を 行うこと。
- ※ 農地に関する対象活動については、対象組織が管理する水路、農 道等の施設の長寿命化のための活動を行った上で、交付金の範囲の 中で実施することができるものとする。